

令和4年度 家計急変世帯対象 「奨学のための給付金」受給申請のご案内

保護者の失職、倒産、死亡等で、令和4年1月以降に、家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

申請日において、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

| | |
|-----|---|
| 保護者 | <input type="checkbox"/> 令和4年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、令和4年1月以降に家計が急変したことにより、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1） |
| | <input type="checkbox"/> 広島県内に在住している。 |
| 生徒 | <input type="checkbox"/> 就学支援金対象校に在学している。 |



| 給付方法など | |
|--------|-------------|
| 対象者： | 保護者 |
| 申請： | 7月1日～12月28日 |
| 回数： | 年1回 |
| 給付： | 申請の口座へ振込み |

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は、7月の通常の申請（一般）で申し込んでください。

※1 家計急変の基準

| 世帯人数 | 向こう1年間の収入見込 |
|------|--------------|
| 2人世帯 | 2,044,000円未満 |
| 3人世帯 | 2,216,000円未満 |
| 4人世帯 | 2,716,000円未満 |
| 5人世帯 | 3,216,000円未満 |
| 6人世帯 | 3,704,000円未満 |

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。なお、自営業者の方は個別にお問合せください。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。

2 給付額はいくらですか？

| | 生徒の状況 | 通信制・専攻科以外 | 通信制・専攻科 |
|------------------------------|--|-----------|---------|
| 家計急変により所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯 | 下記以外 | 134,600円 | 52,100円 |
| | ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上23歳未満の兄姉がいる。 ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上（中学生を除く）23歳未満の、通信制課程に在学中または高校生等以外の弟妹がいる。 | 152,000円 | |

※家計急変が7月2日以降に生じた場合の給付額は、申請受付けの翌月以降の月数等に応じて算定します。

（計算例）10月5日に家計急変事由が発生した全日制第1子の場合
 $134,600円 \times 5月(11 \sim 3月) \div 12 = 56,083円$ （1円未満端数切り捨て）

